

大阪市水道局のスリム化

別紙2

※大阪市案

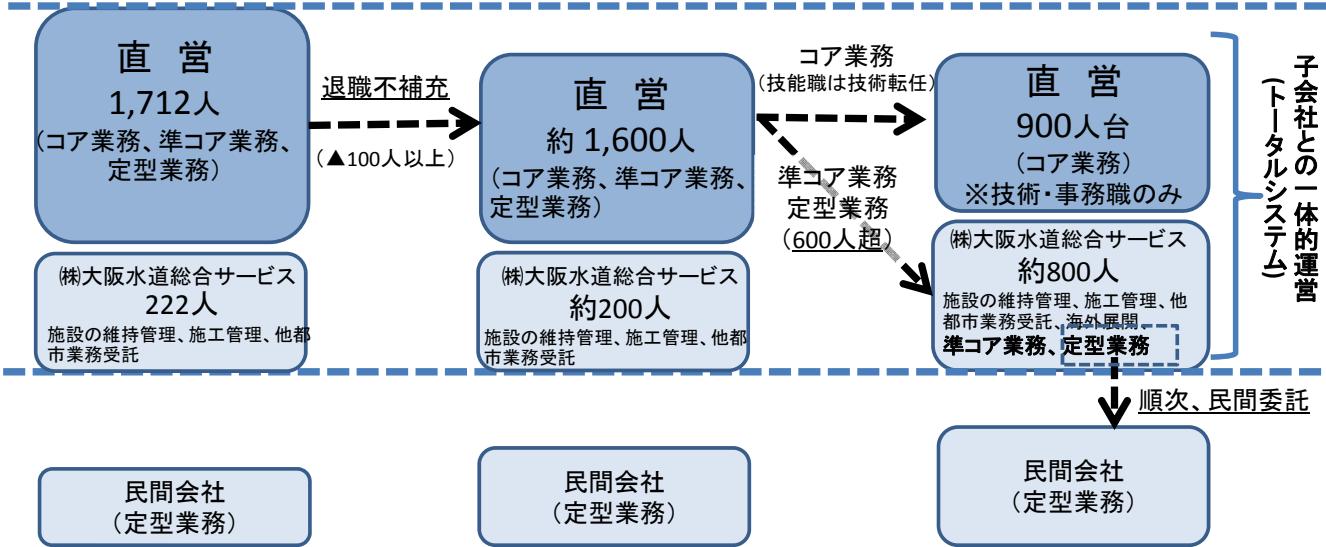
- ・外郭団体活用等による合理化により、平成27年度までに職員数を、900人台とする。
- ・技能職員の外郭団体への移管や転任により、コア業務は事務・技術職のみとする。

H24年5月

H27年度

従来型合理化
(退職不補充)

外郭団体の活用等によるさらなる合理化



人員・外郭団体に関する大阪市と企業団との考え方の違い

項目	大阪市案	企業団案
合理化策(非公務員化・技術転任)の実施時期	○合理化策(非公務員化・技術転任)の実現には、一定期間(3年程度)が必要	○統合(平成25年度の早い時期)までに合理化策を実施
合理化策実施までの間の技能職員の身分	○統合時に企業団職員に身分移管し、3年程度かけて合理化を実現	○合理化策実現に一定期間が必要な場合、その間は企業団職員に身分移管せず、大阪市職員の身分のまま外郭団体に派遣
外郭団体の必要性 水道事業の業務区分	○企業団出資の外郭団体として、(株)大阪水道総合サービスを活用 ○市水道局の業務を「コア業務」、「準コア業務」、「定型業務」に区分し、「準コア業務」及び「定型業務」は、技能職員とともに外郭団体に移管	○外郭団体は持たない (府水道部所管の外郭団体であった(財)大阪府水道サービス公社を廃止) ○公共でなければ実施できないものは公共で実施、民間で実施可能なものは民間開放
外郭団体への随意契約	○「準コア業務」及び「定型業務」は、外郭団体に随意契約で委託 「定型業務」は、順次、民間委託 (技能職員の雇用関係を維持する必要)	○ 随意契約の理由づけが困難 ⇒ 仮に理由づけが出来たとしても随意契約は、一定期間内(数年程度)に限定すべき

※「企業団設立趣意」において、タフでスリムな企業団経営を目指し、組織のスリム化、事業の効率化を進める旨明記